

株 主 各 位

東京都港区西麻布二丁目24番12号

株式会社メッツ

代表取締役社長 尾形和也

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社の第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月18日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成24年6月19日（火曜日）午前10時
- 場 所 東京都港区南青山4-17-58
フロラシオン青山3F 「孔雀」
会場が前回総会とは異なりますのでご注意ください。
- 目的事項
報告事項 第24期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主1名に限ります。）
- 添付書類および株主総会参考書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.metscorp.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- また、株主総会終了後、「会社説明会」を開催いたします（同所にて約1時間を予定）。ご多用中のこととは存じますが、お時間の許します限り、ご出席賜りますようお願い申し上げます。なお、株主総会が長引く等の理由により、時間の短縮又は中止をする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から緩やかながら持ち直す傾向にありますが、欧州債務危機は払拭されるには至っておらず、また依然として円高基調であり、デフレの影響を受けるなど、国内景気は不透明な状況で推移するものだと思います。

当社が属しております不動産業界においては、金融及び事業環境に一部改善の兆しが見られるものの全体的な市況の回復にはなお時間を要するものと思われれます。

当社は、主たる事業である「リアルエステート事業」において小・中規模不動産物件の売買に注力し、「IT・システムコンサルティング事業」において、スマートフォン向けアプリケーションの企画・開発を推進してきました。

しかしながら、昨今の欧米の財政問題等により世界経済の先行きは不透明さを増し、国内においては急激な円高進行による競争力低下が進み、また、東日本大震災に端を発して当社事業の属する不動産市場では回復基調にあった市場流動性の低下やテナント需要の減少など、市場環境が一段と厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社の主たる事業である不動産市場において業績を回復していくために必要不可欠である、強固な財政基盤の構築のため、当社とシナジー効果が見込める事業会社との資本関係の構築に取り組んでまいりました。

国内外の事業会社、その他有力提携候補先企業等複数社と資本提携を実施すべく何度も交渉を重ね、事業の建て直しを図るべく資本提携に全社一丸となって取り組んでまいりましたが、平成23年10月末までに当社事業とのシナジー効果があり、かつ、提携後の成長が見込め、更には関係各所の各種ルールに適合する先との合意には至らず、また、並行して金融機関と融資に関する交渉をしていたものの、金融機関の不動産売買市場に対するより慎重な姿勢等により融資が実現せず、商材の仕入れをすることが非常に困難である状況となりました。

結果として、当社の取締役会としては、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々当社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断するに至り、当社が平成23年11月14日付「解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で公表したとおり、平成23年11月14日開催の当社取締役会において、平成24年1月30日開催予定の当社臨時株主総会での承認を前提として、当社

解散並びに当社の解散に伴う定款一部変更、代表取締役の異動及び清算人の選任につき決議いたしました。

この公表等において、平成 24 年 1 月 26 日付「当社普通株式に対する公開買付に関する賛同意見表明のお知らせ」に記載の公開買付者である吉野勝秀氏（以下「吉野氏」といいます）は、当社の窮状を知り、直ちに当社の過去の開示書類や当社の業績及び財務状況等を分析した上で、吉野氏の不動産事業における豊富な経験及び人脈を有効活用することで当社事業の再生を図ることの可能性につき慎重に検討いたしました。その結果、吉野氏が当社への経営参加を実現することにより、東京の城東地区（葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区など）及び千葉県東葛地区（松戸市、柏市、船橋市、市川市など）に強みを持つ不動産事業を展開する吉野氏と、東京のいわゆる都心 3 区（千代田区、中央区、港区）に強みを持つ不動産事業を展開する当社との間で、不動産投資等に関するノウハウ、不動産物件情報の共有等により、当社の事業を拡大できると判断いたしました。従いまして、吉野氏の支援により当社の事業を拡大できる余地があることを勘案すると、解散等に関するプレスリリースのとおり、当社を解散させることは当社の多くの株主にとって不利益となること、ひいては社会的損失に繋がると考えられることから、本公開買付けの検討を行うに至りました。吉野氏はその後、当社の顧問弁護士である松尾明弘弁護士を通じて、本公開買付実施時に当社の普通株式計 55.56%を保有していた永田典久氏及び株式会社ブリスの株式を取得する意向があることの申し入れ、ビジネスプランの提案、公開買付けの実施を前提とした価格交渉など、公開買付けに向けた準備を整え、当社の普通株式に対する公開買付けの実施を決定いたしました。

当社としては、当社取締役の全員が出席した平成 24 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において、吉野氏による公開買付け、公開買付け実施により起因する影響、及び公開買付けの諸条件等を慎重に協議・検討した結果、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

当社取締役会としては、当社取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議するとともに、平成 24 年 1 月 30 日開催予定の臨時株主総会を延期し、本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様委ねることを決議いたしました。また、当該取締役会には当社監査役の全員が出席し、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を受けました。

なお、平成 24 年 2 月 24 日付「当社普通株式等に対する公開買付の結果及び支配株主等の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、吉野氏による当社普通株式に対する公開買付けが、平成 24 年 1 月 27 日より実施されていましたが、平成 24 年 2 月 23 日をもって終了し、吉野氏より公開買付けの結果について、当社の普通株式 271,126 株の応募があった旨の報告があり、この結果、公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、公開買付けは成立いたしました。併せて、「臨時株主総会の中止に関するお知らせ」で公表のとおり、延期しておりました臨時株主総会は中止をいたしました。

なお、継続されていた事業活動において、「リアルエステート事業」における不動産売却もなされ、当事業年度の業績は、売上高 106,014 千円(前年同期比 4,353,787 千円の減収)の計上となりました。営業損失は 125,884 千円(前年同期比 265,073 千円の改善)、経常損失は 128,071 千円(前年同期比 295,937 千円の改善)、当期純損失は 132,041 千円(前年同期比 280,913 千円の改善)となりました。これにより 1 株当たり当期純損失は 270 円 69 銭となりました。

事業部門別売上高

(単位：千円)

区 分	第24期(当期) (平成24年3月期)	
	金 額	構成比(%)
リアルエステート事業	105,844	99.8
IT・システムコンサルティング事業	170	0.2
合 計	106,014	100.0

- (2) 設備投資等の状況
特記事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
当事業年度中におきましては、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当する事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当する事項はありません。
- (8) 対処すべき課題
当社の経営戦略をより早期にかつ確実に実現するため、今後対処すべき課題として次のことを考えています。

① 事業ポートフォリオの選択と集中

当社を取り巻く事業環境を注視しつつ、事業毎に事業内容の継続・見直しを図り、不採算事業に対する投資判断を早期に行い、事業ポートフォリオを常に見直し、事業の選択と集中に努めてまいります。

② 研究・開発技術の拡充について

当社は今後とも市場の変化を的確に捉え、特定の OS に依存しないマルチプラットフォーム上で動作可能なアプリケーションの開発・供給を行ってまいります。先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時対応を進めることが事業展開上、重要な要素であると認識しております。そのためには技術革新の進展に柔軟に対応できるように今まで以上に優秀な研究開発者による充実した研究開発活動が必要であると考えています。

③ 積極的な提携、資金調達力について

当社の更なる売上・利益の拡大および、経営基盤の安定を図る上で、不動産に関わる情報ネットワークの構築、スマートフォン市場における販売マーケットの拡大、および資金調達力の向上は必要不可欠です。そのためにも、当社事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との提携を積極的に推し進めてまいります。

④ 不動産物件の売買について

当期末においては、不動産在庫がないため、新たな高収益物件の取得が必須となっております。当社独自の不動産分野におけるコネクションを最大限活用し、主に小型・中型の高収益物件の取得に努めます。

⑤ 資金調達について

当社が安定的に成長していく過程において、不動産物件購入および研究開発のための多額の資金が必要であり、今後も資金調達の強化、調達方法の多様化に取り組んでまいります。

⑥ 合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間からの解除

当社が平成 24 年 1 月 26 日付で開示いたしました「当社普通株式に対する公開買付に関する賛同意見表明のお知らせ」に記載したとおり、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付けが平成 24 年 1 月 27 日から平成 24 年 2 月 23 日に実施され、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立したことに対し、株式会社東京証券取引所から「上場会社が実質的な存続会社でない」と認められた場合に「該当したため、平成 24 年 2 月 24 日から平成 27 年 3 月 31 日までの猶予期間入りと定められました。実質的な存続会社でない」と判断された場合でも、直ちに上場廃止となるのではなく、猶予期間中に「新規上場に準じた審査」に適合すると認められた場合には猶予期間入りから解除され当社株式の上場が維持されることとなります。

当社としましては、新規上場に準じた審査に係る申請を行い、審査に適合し、猶予期間からの解除により上場を維持いたすべく対応いたしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

期別 項目	第21期 (平成21年3月期)	第22期 (平成22年3月期)	第23期 (平成23年3月期)	第24期(当期) (平成24年3月期)
売上高	380,503千円	331,011千円	4,459,801千円	106,014千円
経常損失(△)	△228,975千円	△5,688,555千円	△424,008千円	△128,071千円
当期純損失(△)	△286,245千円	△6,027,905千円	△412,955千円	△132,041千円
1株当たり 当期純損失(△)	△586円81銭	△12,357円33銭	△846円57銭	△270円69銭
総資産	10,846,091千円	4,847,332千円	346,179千円	211,874千円
純資産	6,774,761千円	746,855千円	333,900千円	201,858千円
1株当たり純資産	13,888円40銭	1,531円07銭	684円50銭	413円81銭

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
 2. 平成19年4月2日開催の当社取締役会において、平成19年5月1日付をもって、平成19年4月30日(ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成19年4月27日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。この株式分割により発行済株式総数は243,900株増加しました。

[第21期]

第21期は、不動産業界を取り巻く環境の悪化による影響等もあり、リアルエステート事業における販売用不動産の売却や開発に至らず、バリューアップ事業におけるセキュリティとバリューアップを行った不動産物件の賃料収入が主なものとなったことにより、売上高は91.8%と大幅な減収となり、これに伴い経常損失が228,975千円、当期純損失が286,245千円と減益となりました。

[第22期]

第22期は、不動産業界を取り巻く環境の悪化が継続していることもあり、リアルエステート事業における販売用不動産の売却や開発に至らず売上高は13%の減収、営業損失はたな卸資産評価損が大きく影響し5,580,388千円、これに伴い当期純損失は6,027,905千円と大きく減益となりました。

[第23期]

第23期は、東日本大震災による国内経済への影響は計り知れず景気の先行きは不透明な状況でありましたが、当社リアルエステート事業におきましては保有していた大型不動産の売却が大きく影響し、売上高は4,459,801千円と前期より大幅に増加しましたが、金融機関からの借入金を完済したことが影響し黒字化までには至らず、経常損失は424,008千円、これに伴い当期純損失は412,955千円となりました。

[第24期]

第24期は、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容

事業	主要製品
リアルエステート事業	不動産物件の売買、管理、仲介、サブリース、デューデリジェンス
IT・システムコンサルティング事業	スマートフォンに対応したアプリケーションソフトおよびデジタルブック用アプリケーションの開発・企画

(11) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本店	東京都港区西麻布二丁目24番12号

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2名	2名減	39.5歳	3.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員はおりません。

(13) 主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,951,200株
(2) 発行済株式の総数 487,800株
(3) 株主数 5,871名
(前期末比1,690名減)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉野勝秀	271,126株	55.58%
細羽強	24,389	4.99
大塵純	8,810	1.80
矢部喜美代	3,816	0.78
神戸幸香	3,811	0.78
大川政治	3,797	0.77
阿部有紀	3,639	0.74
玉木謙市	3,200	0.65
小曾納和彦	3,023	0.61
渡邊雅良	2,950	0.60

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
尾形和也	取締役社長（代表取締役）	
田中和世	専務取締役	
渡邊雅良	取締役	
天笠勝	常勤監査役	
早川裕司	監査役	
渡邊守	監査役	

- (注) 1. 監査役早川裕司および渡邊守両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役天笠勝氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役3名 27,440千円
監査役3名 11,299千円（うち社外2名 4,800千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役早川裕司および渡邊守両氏に、該当する事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
監査役	早川裕司	当事業年度開催の取締役会には23回中21回、また監査役会には全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、専門的見地から意見を述べております。
監査役	渡邊守	当事業年度開催の取締役会には23回中20回、また監査役会には全てに出席し、司法書士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 11,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後一部改定いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、社長をコンプライアンス担当役員、業務管理部をコンプライアンス担当部署と位置づける。
- (イ) コンプライアンス・ガイドを整備することで、取締役、従業員の行動規範とし、企業倫理、法令順守、透明性のある経営を重視する企業文化の浸透を徹底する。
- (ウ) 社内組織をシンプルにし、透明性を極限まで高めることで、事業運営、職務執行、取引・契約等の中で法令違反・不正が介在できない体制を維持する。例えば重要な契約書・決裁書・稟議書等は全取締役、監査役が常に閲覧できる、取締役、従業員全員の経費使用状況を社内LANで公開するなどである。

- (エ) コンプライアンス担当役員、監査役を窓口とした、職務執行の法令順守に関する相談・報告経路の整備を行う。
- (オ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書規定等の社内規定の定めに基づき執り行う。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

ほぼ全取締役、監査役が出席し、頻繁に開催される取締役会、部長会にて想定され得るリスクに対しての検討・対応を協議し、必要な場合には適宜迅速な対策を講じることをリスク管理体制の基礎とする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるよう努力する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月1回以上開催する。

社長以下全取締役および全監査役が出席する部長会を毎月2回以上開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

取締役の職務執行の権限・責任については職務分掌規定、職務権限規定等の社内規定において詳細に定め、効率的に職務の執行が行える体制をとっている。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス・ガイドを子会社においても周知徹底させるとともに、子会社の取締役もしくは監査役を当社から派遣し、子会社の職務執行の監視・監督を行う。また、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合においては、当社の従業員を任命する。

⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、取締役からの独立性を確保するために、任命、解任、人事異動については監査役会の同意を必要とする。

⑧ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、部長会の他、重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握するとともに、意見を表明することができる。また主要な稟議書、決裁書等重要な書類を閲覧し、取締役および従業員の説明を受けることができる。

取締役および従業員が、法令、定款、その他社内規則への違反、および不正な行為を知ったときは速やかに監査役に報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当社の全取締役とは取締役会などを通じ頻繁に情報の共有、意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士とも定期的に意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保、および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	200,737	流 動 負 債	10,015
現金及び預金	200,064	未 払 金	139
売 掛 金	537	未 払 費 用	2,687
未 収 入 金	34	未 払 法 人 税 等	7,187
前 払 費 用	542		
貸 倒 引 当 金	△441	負 債 合 計	10,015
固 定 資 産	11,136	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	—	株 主 資 本	201,858
無 形 固 定 資 産	—	資 本 金	2,346,750
投 資 其 他 の 資 産	11,136	資 本 剰 余 金	3,120,187
敷 金 ・ 保 証 金	11,136	資 本 準 備 金	2,755,812
		其 他 資 本 剰 余 金	364,374
		利 益 剰 余 金	△5,265,078
		其 他 利 益 剰 余 金	△5,265,078
		繰 越 利 益 剰 余 金	△5,265,078
		純 資 産 合 計	201,858
資 産 合 計	211,874	負 債 ・ 純 資 産 合 計	211,874

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		106,014
売 上 原 価		102,004
売 上 総 利 益		4,010
販売費及び一般管理費		129,895
営 業 損 失		125,884
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	55	
債 務 勘 定 整 理 益	2,576	
そ の 他	125	2,758
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	4,611	
そ の 他	333	4,944
経 常 損 失		128,071
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,760	2,760
税 引 前 当 期 純 損 失		130,831
法人税、住民税及び事業税		1,210
当 期 純 損 失		132,041

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成23年4月1日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成24年3月31日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成23年4月1日残高	△5,133,036	△5,133,036	333,900	333,900
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)	△132,041	△132,041	△132,041	△132,041
事業年度中の変動額合計	△132,041	△132,041	△132,041	△132,041
平成24年3月31日残高	△5,265,078	△5,265,078	201,858	201,858

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は平成23年11月14日開催の取締役会において、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へに分配することがより良い選択であると判断し、会社解散の決議を行い、公表いたしました。

しかし、解散等のプレスリリース後、当社株式を公開買付けによって取得する意向が提示されており、当社は平成24年1月26日開催の取締役会において本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様へにお願いするものとし、賛同の意を表明いたしました。

そして平成24年1月27日から平成24年2月23日まで公開買付けが実施された結果、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立し、公開買付者の所有する議決権数の割合が当社の総株主等の議決権数の50%を超えるため、平成24年2月28日をもって公開買付者は、当社の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

しかしながら当社は前事業年度まで3期連続で営業損失、経常損失を計上しており、また平成25年3月期においては事業再構築を推進してまいりますが、依然として続く不動産市況の悪化等により、不動産事業が事業計画通り進行しなかった場合には、資金繰りが著しく悪化し、諸経費の支払遅延が生ずることも想定されることから、現時点において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、継続的なコスト削減のほか、当社の主たる事業であるリアルエステート事業を、段階的に拡大していくことにより、事業の再構築を図ります。具体的には、不動産物件を取り扱う対象地域の拡大、案件規模の拡大を行い、収益モデルを確立しつつ、新たな事業領域への展開として不動産のリノベーション案件などにも着手してまいります。これらにより、不動産売買実績を積み重ね、金融機関などからの信用力を高めていき、着実な収益基盤の構築に努めてまいります。

また、事業拡大に伴う新たな人材獲得に向けた準備を行っております。

現時点では、これらの対応策について実施途上であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建 物 15年

工具器具備品 5～15年

無形固定資産……………社内利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
当事業年度において441千円計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ソフトウェアの会計処理……………販売用ソフトウェアの制作費は全て研究開発費であり、当期製品製造原価（売上原価）として期間費用処理しています。

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用していません。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

2,359千円

(損益計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	487,800	—	—	487,800

2. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主たる原因は未払事業税および繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しています。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

売掛金に係る顧客信用リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金および販売用不動産の取得資金です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	200,064	200,064	—
(2) 敷金・保証金	11,136		

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金・保証金

これらについては、返還時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	413円81銭
2. 1株当たり当期純損失	270円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(その他の注記)

該当する事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

株式会社メッツ
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 川 田 増 三 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 江 黒 崇 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メッツの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も

含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで3期連続で営業損失、経常損失を計上しており、当事業年度末においても営業損失及び当期純損失を計上しているため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 24 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5 月 28 日

株式会社メ ッ ツ 監 査 役 会
常勤監査役 天 笠 勝 ㊟
社外監査役 早 川 裕 ㊟
社外監査役 渡 邊 守 ㊟

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（3名）が任期満了となり、代表取締役尾形和也、専務取締役田中和世、取締役渡邊雅良はこの機に退任いたします。つきましては取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数	当社との 特別の 利害関係
1	秋山 賢一 (昭和55年9月17日生)	平成12年10月 株式会社アイビーハウジング 入社 平成15年9月 株式会社日生クリア [®] 入社 (現株式会社リアルアセット マネジメント) 平成16年7月 サンマークス不動産株式会 社 設立 代表取締役就任 (現在に至る)	なし	なし
2	長井 光夫 (昭和26年3月11日生)	昭和48年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成11年4月 同社 東京 建設事業部長 就任 平成12年7月 同社 大阪 大阪建設部長 就任 平成16年1月 同社 退社 平成16年2月 ジャパン・シングルレジデンス・ アセットマネジメント株式会社 (現平和不動産アセットマネジメント 株式会社) 代表取締役就任 平成17年2月 ジャパン・シングルレジデンス・ 投資法人 (現平和不動産リート投資法人) 執行役員 平成19年7月 ジャパン・シングルレジデンス・ アセットマネジメント株式会社 退社 ジャパン・シングルレジデンス・ 投資法人退社 平成19年8月 株式会社ロングパートナーズ 設立 代表取締役就任 (現在に至る)	なし	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数	当社との 特別の 利害関係
3	山 賀 保 仁 (昭和27年11月26日生)	昭和52年4月 興産信用金庫 入庫 平成9年6月 同庫 松戸支店 支店長就任 平成12年5月 同庫 市ヶ谷支店 支店長就任 平成14年4月 同庫 秋葉原支店 支店長就任 平成16年6月 同庫 常勤理事就任 (本店長委嘱) 平成18年5月 同庫 常務理事就任 (現在に至る)	なし	なし

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の多様化と新規事業の展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省略)</p> <p>21. (新設)</p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p><u>22.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>21. <u>22. 建築、土木工事の請負</u></p> <p><u>23. 内装工事、電気工事および電気通信工事の請負</u></p> <p><u>24. 建築工事に関する企画、設計、調査、管理およびコンサルティング業務</u></p> <p><u>25. 建物・設備の保守管理、警備および清掃業務</u></p> <p><u>26.</u> (現行どおり)</p>

以上

